

○業務委託契約等に係る業者選定要領

(平成 14 年 10 月 18 日告示第 805 号)

改正 平成 16 年 4 月 9 日告示第 358 号 平成 18 年 12 月 1 日告示第 1204 号

平成 22 年 7 月 16 日告示第 734 号 平成 23 年 3 月 31 日告示第 349 号の 11

平成 29 年 7 月 28 日告示第 699 号 平成 30 年 4 月 6 日告示第 311 号

業務委託契約等に係る業者選定要領を次のように定める。

業務委託契約等に係る業者選定要領

(目的)

第 1 条 県が発注する業務委託契約等(建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託並びに物品調達に係る契約を除く。以下「業務委託契約等」という。)の指名競争入札参加業者の選定等について、本要領を定める。

(指名審査会)

第 2 条 業務委託契約等を施行する知事部局の本庁の部(公室)及び出納局内に、次の各号に掲げるところにより業務委託契約等指名審査会(以下「指名審査会」という。)を置く。

(1) 指名審査会は、部(局)(知事公室を含む。以下同じ。)長、政策審議監及び部内局長が指名した者を指名審査員として構成する。ただし、熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号。以下「県庁処務規程」という。)において、政策審議監及び部内局長専決事項の場合は、部(局)長(知事公室長を含む。以下同じ。)を除く。

(2) 指名審査会に会長を置く。会長は、県庁処務規程及び熊本県出納局処務規程(昭和 36 年訓令甲第 30 号。以下「出納局処務規程」という。)における専決区分に応じて充てるものとし、会長に事故があるときは、次の者がその職務を代理する。

ア 会長が、部長の場合は政策審議監又は部内局長、出納局長の場合は筆頭課長

イ 会長が政策審議監又は部内局長の場合は筆頭課長

(3) 指名審査会は、必要に応じ適宜開催する。

(4) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ議事を開き、審査することができない。

(5) 指名審査会の事務は、各部(局)担当課において行う。

(6) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は、審議の内容を外部に洩らしてはならない。

2 業務委託契約等を施行する本庁各課(知事部局にあっては、課(グループ)をいう。以下同じ。)及び出先機関に、次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。

(1) 指名審査会は、本庁各課にあっては課長及び当該課長が指名した者、出先機関にあっては出先機関の長、次長及び当該出先機関の長が指名した者をそれぞれ指名審査員として構成する。

(2) その他指名審査会の運営等については、本庁各部(局)内の指名審査会の例に準じて行うこととする。

3 指名審査会は、業務委託契約等の積算金額に応じ、県庁処務規程、出納局処務規程及び各出先機関処務規程における支出負担行為に係る専決区分に準じて、審議するものとする。

(指名業者)

第3条 参加業者を指名しようとする場合は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)に基づき、入札参加資格審査を受け、登録された者の中から選ばなければならない。

(格付け区分別発注の上限額)

第4条 物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領(平成18年熊本県告示第522号)に基づく格付け区分(以下「区分」という。)別発注の上限額は、別表のとおりとし、積算金額に応じ、これに対応できる区分に属する者のうちから選定するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該区分より一位下位の区分に属する者から選定できるものとする。

2 災害、その他の理由により特に必要がある場合は、前項の基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 参加業者を選定しようとするときは、次に掲げる状況を勘案するものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

県の指名停止期間中でないことや過去2年間に契約締結拒否等の行為がないこと。

(2) 経営状況

選定しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約が確実に履行されると認められる者であること。

(3) 過去の施行成績

過去2年間の契約において、粗悪な施行を行ったり、契約の不履行がない者であること。

(4) 地理的条件

異常発生時に緊急に対応が求められるなどの理由により地理的要件を設定した場合は、その地域に所在する者であること。

(5) 技術的適性

契約の履行について、その性質上特殊な技術、機械器具等を有する者に行わせる必要がある場合には、当該技術、機械器具等を有する者であること。

(6) 業務を行うに当たって、法令の規定により官公署の許可、登録等を要する場合は、当該許可、登録等を受けている者であること。

(7) その他特に必要と認められる事項

(随意契約の業者選定)

第6条 業者を選定する場合、第3条から前条までの規定を準用するが、入札参加資格者として登録された者がいないとき、若しくは僅少であるため適正な執行が行われないおそれがあると認められる場合は、契約の実績、技術者の状況等を勘案し同規定にとらわれず選定することができる。

(その他)

第7条 本要領に定める事項以外又は必要がある事項については、各所属において別途定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年4月9日告示第358号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成18年12月1日告示第1204号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年7月16日告示第734号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第349号の11)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月28日告示第699号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年4月6日告示第311号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

格付け区分別発注の上限額

格付け区分	積算金額	備考
A	制限なし	
B	2,000万円未満	

	(リース、レンタルは、3,200万円未満とする。)	
C	250万円未満	